

オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業：FAQ

| 番号 | Q | A |
|-----------------|--|--|
| 事業全体について | | |
| 1 | 本事業の目的は何ですか？ | オフィスビルが集積する東京において、オフィスビル等の所有者がビル等のエネルギー利用を効率化することで、入居する都内中小企業は光熱費等の負担を減らすことにつながります。 そこで、都内にオフィスビル等を所有する中小企業者がビルの省エネ化、創エネ化に取り組むにあたり、専門家の派遣及び助成金により支援します。 |
| 2 | 本事業は今までも公社で実施されていきましたか？ | 令和5年度から実施した事業となります。令和6年度は2回目です。 |
| 3 | 本事業は、年1回だけの募集ですか？令和6年度中に追加募集をする予定はありますか？ | 令和6年度は年1回の募集で終了する予定です。追加募集については、現時点ではお答えできません。 |
| 4 | 本事業の支援予定件数はどれくらいですか？ | 専門家派遣事業については、先着順で支援規模に達し次第、募集終了となりますので、お早めにお申し込みください。 |
| 5 | 本事業は来年度も実施しますか？ | 令和7年度の予算が確定していないので、お答えできません。 |
| 6 | 本事業の「オフィスビル等のエネルギー効率化」とは具体的にどのようなイメージされますか？ | オフィスビル等の省エネルギー化、創エネルギー化です。 省エネルギー化：高効率空調設備、高効率照明器具（LED）、高効率変圧器、デマンド監視装置、BEMS、高効率給湯設備など 創エネルギー化：太陽光発電システムなど |
| 7 | 都内の中小企業者ですが、都内に自社ビル（オフィスビル）を所有し、自社のみで使用していますが、この場合は対象となりますか？ | オフィスビル等を自社のみで使用している場合は対象となりません。オフィスビルのどこか1室でも自社以外の中小企業者が賃借していることが必要です。 主に以下の点を満たすことが必要となります。 その他詳細は、「専門家派遣募集要項」をご参照ください。 ①東京都内にオフィスビル等を所有していること。 ②当該オフィスビル等にテナントとして中小企業者が一者以上入居していること。 ※テナントとは借り受ける賃借人のことであり、申請者以外の中小企業者が当該オフィスビル等に入居していることが必要です。 ③当該オフィスビル等の年間エネルギー使用量（原油換算値）が、原則として1,500KL未満の事業所であること ④中小企業者で、大企業が経営に参画していないこと。 ※1事業者につき1申込に限ります。 ※1事業者につき1事業所に限ります。同時に複数お申し込み頂くことはできません。 |
| 8 | テナント占有部の電気代は入居している企業が個別に契約・支払等を行っているのですが、年間エネルギー量がわかりません。 | テナントに確認のうえ、ビル全体の年間エネルギー量を把握してください。 |
| 9 | 居住部分は助成金の対象となりますか？ | 居住部分に係る経費は対象外です。 |

オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業：FAQ

| 番号 | Q | A |
|------------------|---|--|
| 専門家派遣について | | |
| 1 | 専門家派遣とは何ですか？ | クール・ネット東京の専門家がオフィスビル等を訪問し、現地調査をさせていただいた上で、申込書に記載いただいた更新予定の設備等に対して助言いたします。派遣終了後は省エネルギー診断報告書を作成し、お渡しします。 |
| 2 | 専門家派遣の実施までの流れを教えてください。 | ①専門家派遣 申込受付→②事務局で申込内容確認→③事務局より専門家派遣支援事業者決定をご案内→④省エネ診断を実施するクール・ネット東京より事前調査書を送付→④クール・ネット東京より専門家派遣 訪問日程調整→⑤クール・ネット東京の専門家を派遣 |
| 3 | 専門家派遣と助成金はどういう繋がりがあるのですか？ | 専門家派遣をご利用された事業者は、本事業の助成金に申請いただけます。（任意） |
| 4 | 申込の方法を教えてください。 | まずは本事業HPに掲載している申込フォームからお申込みください。 先着順で本申込を受け付けます。 |
| 5 | 専門家派遣費用が最大2回無料とのことですが、1回目の派遣終了後にまだ募集していれば、再度申込可能ということでしょうか？ | 申込は1事業者1回のみとなります。1回のお申込みで最大2回までの派遣となります。 |
| 6 | 専門家派遣はオンライン（Zoom等）でできますか？ | 基本的に申し込まれた事業所等に訪問させていただきます。島しょ地域等の遠隔地については、オンライン等での支援となることがあります。 |
| 7 | 専門家派遣でもらった診断報告書等は今後必要となりますか？ | 助成金に申請いただく際、診断報告書等の写しをご提出いただく必要があります。 紛失しないよう、保管をお願いいたします。 |
| 8 | 専門家派遣の面談・視察時間はどのくらいですか？ | 訪問予定の専門家とご相談してください。 |
| 9 | 専門家はどのような方ですか？ | クール・ネット東京のエネルギー管理士等の専門家が伺います。 |
| 10 | 1回目と2回目は同じ専門家が来ますか？ | 原則同じ専門家を派遣する予定です。 |
| 11 | 専門家の割り当てはどのように決まりますか？ | 申込内容を確認の上、事務局が決定いたします。 |
| 12 | 一度日程を決めた後に日時変更やキャンセルをすることはできますか？ | 日時変更やキャンセルなどが生じた場合は、至急事務局にご連絡ください。 |
| 13 | 専門家をこちらから指名することは可能ですか？ | できません。申込内容を確認の上、事務局が決定いたします。 |
| 14 | 都外のオフィスビル等にも派遣可能ですか？ | 都外のオフィスビル等は支援対象外となりますのでできません。 |
| 15 | 専門家派遣の日程の連絡はどのように来ますか？ | 事務局からメール等でご連絡差し上げます。 |
| 16 | 担当の専門家の情報を事前に教えてもらえますか？ | 派遣日時確定のご連絡をする際に、専門家の氏名等をお伝えいたします。 |
| 17 | 派遣が1回か2回かは、事業者が自分で決められるのですか？ | 初回訪問・面談の際に専門家とご相談ください。 |
| 18 | 専門家派遣日には、何か準備するものはありますか？ | ご準備いただく資料につきましては、専門家派遣実施前にご案内をさせていただきます。 |
| 19 | 専門家派遣の当日は、会社の代表者が同席する必要がありますか？ | 専門家からのヒアリング事項にご回答できる方がご同席してください。今後の事業の意思決定にかかわる内容が含まれますので、代表者や役員の方々がご同席いただくことをお勧めします。 |
| 20 | 現在、専門家派遣の申込状況はどれくらいですか？ | 明確なご案内は開示しておりません。支援規模に達し次第受付終了となりますので、お早めにお申し込みください。 |

オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業：FAQ

| 番号 | Q | A |
|----|--|-------------------------------------|
| 21 | 複数ビルを所有しているが、1回目と2回目で2ビルを診断してもらうことは可能でしょうか | 本事業は、1事業者につき1事業所に限りますので、1つのビルに限ります。 |

オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業：FAQ

| 番号 | Q | A |
|------------------------|---|--|
| 申込資格について（専門家派遣） | | |
| 1 | 専門家派遣の対象者を教えてください。 | <p>主に以下の点を満たしていれば、対象者となります。</p> <p>その他詳細は、「専門家派遣募集要項」をご参照ください。オフィスビル等を自社のみで使用している場合は対象となりません。オフィスビルのどこか1室でも自社以外の中小企業者が賃借していることが必要です。</p> <p>①東京都内にオフィスビル等を所有していること。</p> <p>②当該オフィスビル等にテナントとして中小企業者が一者以上入居していること。</p> <p>※テナントとは借り受ける賃借人のことであり、申請者以外の中小企業者が当該オフィスビル等に入居していることが必要です。</p> <p>③当該オフィスビル等の年間エネルギー使用量（原油換算値）が、原則として1,500KL未満の事業所であること</p> <p>④中小企業者で、大企業が経営に参画していないこと。</p> <p>※1事業者につき1申込に限ります。</p> <p>※1事業者につき1事業所に限ります。同時に複数お申し込み頂くことはできません。</p> |
| 2 | <p>・都外に法人登記していますが、オフィスビル等は都内に所有していません。申込できますか？</p> <p>・個人事業主で都外在住ですが、オフィスビル等は都内に所有していません。申込できますか？</p> | <p>募集要項の資格要件を満たしていれば対象となります。都内オフィスビルを所有していることに加えて以下の点が必要になります。</p> <p>その他詳細は、「専門家派遣募集要項」をご参照ください。</p> |
| 3 | 都内に法人登記しており、都外にオフィスビル等がある場合は申込できますか？ | 都外のオフィスビルは対象となりませんので、お申込みできません。 |
| 4 | 一般社団法人や一般財団法人は申込できますか？ | <p>一般社団法人や一般財団法人は対象外となります。</p> <p>申込いただけるのは、会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社）及び個人事業者のみです。</p> |
| 5 | 今期設立したばかりだが、支援対象にはなりますか。 | <p>支援対象となりますが、申込書に年間エネルギー使用量をご記入いただけないと思いますので、その際は事務局までお問い合わせください。</p> <p>また、オフィスビル等でのエネルギー使用実績が短いと、本専門家派遣による省エネルギー診断の精度が下がることがございますので、ご了承ください</p> |
| 6 | 申込資格要件である「・当該オフィスビル等の年間エネルギー使用量（原油換算値）が、原則として1,500KL未満の事業所であること」はどうやって調べるのか？ | <p>クールネット東京のHPに「原油換算エネルギー使用量の計算式」が掲載されていますので、ご参考にしてください。</p> <p>(https://www.tokyo-co2down.jp/learn/diagnosis-office/target/sheet)</p> |

オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業：FAQ

| 番号 | Q | A |
|-----------------|---|--|
| 申込方法について | | |
| 1 | 申込をしたつもりが、できていなかったようです。その時の順番で受付してもらえますか？ | 申込フォームに入力いただいた順に受け付けておりますので、別途受け付けることはできません。ご了承ください。 |
| 2 | 代理での申請は受け付けてくれますか？ | 代理申請は認めておりません。申請していただく中小企業者様ご自身で申請をお願いいたします。 |

オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業：FAQ

| 番号 | Q | A |
|----------------------------|---|---|
| 必要な書類について（専門家派遣申込時） | | |
| 1 | 申込にはどのような書類の提出が必要ですか？ | <p>「専門家派遣申込書」が必要です。申込内容によっては追加資料のご提出、ご説明をお願いする場合がございます。</p> <p>また、専門家派遣決定後に省エネルギー診断を実施するクール・ネット東京より追加資料の提出依頼や、当日ご用意いただく資料等についてお願いをする場合がありますので、ご対応のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 2 | 追加資料の提出を依頼されましたが、提出期限はありますか？期限内に提出できない場合はどうなりますか？ | <p>提出をお願いした資料等をご提出ください（提出方法は別途ご案内いたします。）</p> <p>なお、期日までにご提出いただけなかった場合、キャンセル扱いとさせていただきます。あらかじめご了承ください。</p> |

オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業：FAQ

| 番号 | Q | A |
|-------------------|--|---|
| 助成金の申請について | | |
| 1 | 助成金の申請をしたいのですが、対象者を教えてください | 本事業の専門家派遣支援（省エネルギー診断）、クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）が実施する省エネルギー診断または一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断をうけた事業者が対象となります。 ※ いずれも、実施から3年以内のもの |
| 2 | 助成金のみの申請は可能ですか？ | 助成金のみの利用（申請）はできません。 事前に本事業の専門家派遣支援、クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）が実施する省エネルギー診断または一般社団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断をうけた事業者が対象となります。※ いずれも、実施から3年以内のもの ※助成金申請時に省エネルギー診断等の報告書の写しの提出が必要になります。 |
| 3 | 助成金の申請方法について教えてください | デジタル庁が運営する電子申請システム j Grantsにて申請いただくため、申請時にGビズIDプライムが必要となります。GビズIDプライムとは、法人又は個人事業主の方が各種行政サービスを電子申請いただくために、ご利用いただけるログインアカウントです。助成金活用予定の方は、あらかじめデジタル庁の「GBizID」（ https://gbiz-id.go.jp/top/ ）のページにて、IDを取得していただきますようお願いいたします。 |
| 4 | 助成金の金額はいくらですか？ | 助成対象となる経費の3分の2以内（千円未満は切捨て）で、助成限度額（助成金として交付される最大額）は、3,000万円（申請下限額100万円）となります。 |
| 5 | 助成対象経費とは具体的にどのような経費になりますか？ | 省エネルギー診断等の報告書に記載された設備改善等に必要となる経費の一部を助成いたします。 （例） 高効率空調設備、高効率照明器具、高効率変圧器、BEMS、遮熱・断熱施工、高効率冷蔵・冷凍設備等 |
| 6 | 5階建てのオフィスビルを所有しています。1階～4階までは「事務所」として中小企業に賃貸し、5階は居宅（自宅）として利用しています。各部屋の空調設備と照明器具を高効率設備に変更する場合は、助成対象になりますか？ | 事務所として賃貸している部分の設備交換は、助成対象となります。但し、助成金額の確定は、完了検査時に経理関係書類、導入設備の設置状況等の確認を行ったうえで、助成金額の交付額が確定します。なお、最終的な助成金確定額は、交付決定額から減額される場合があります。 |
| 7 | 導入予定設備が助成対象経費となるか事前に確認してほしい。 | 申し訳ございません。事前の確認はしていません。 別途公表予定の「本事業の助成金 募集要項」で助成対象経費についてご確認ください。 ※見積書に諸経費、雑費等詳細の確認ができない項目がある場合は、助成対象経費とすることができませんので、具体的な経費の記載がある見積書を取得してください。 |
| 8 | 助成対象期間について教えてください。 | 交付決定日の翌日から1年間となります。 |
| 9 | 助成金の募集要項はいつ公開されますか？ | 準備出来次第公開となります。公開までしばらくお待ちください。 |
| 10 | 本助成金は、法人税法42条<国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮額の損金算入>に規定する国庫補助金等に該当しますか？ | 一般的には、圧縮記帳や特別償却等をなされている企業もありますが、公社が判断するものではなく、税務署が判断するので、管轄の税務署や税理士等にご相談してください。 |
| 11 | 申請者に所有権がないものは助成対象になりますか？ | テナントに所有権があるなど、申請者に所有権が帰属しないものは助成対象にはなりません。 |

オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業：FAQ

| 番号 | Q | A |
|----|----------------------|--|
| 12 | 機器等の耐用年数について教えてください。 | 固定資産の耐用年数については、会社が判断するものでなく、税務署が判断するので、管轄の税務署や税理士等にご相談してください |

オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業：FAQ

| 番号 | Q | A |
|--------------------------|--------------------------------------|---|
| 必要な書類について（助成金申請時） | | |
| 1 | 助成金の申請に必要な書類を教えてください。 | 別途公表予定の「本事業の助成金 募集要項」で申請に必要な書類でご確認ください。 ※必要書類のご提出の際には、不備・不足の無いよう十分にお気を付けください。 ※受付期間中に不備が訂正されなかった場合や追加書類の提出期限を過ぎた場合には、申請書類の受理が出来ない場合がございますので、ご注意ください |
| 2 | 納税証明書はどこで取得できますか？ | それぞれの所轄の機関にお問合せください。 【法人】 法人事業税納税証明書・法人都民税納税証明書→都税事務所 所得税納税証明書その1→所管税務署 住民税納税証明書・住民税非課税証明書→区市町村 【個人】 個人事業税納税証明書→都税事務所 所得税納税証明書その1→所管税務署 住民税納税証明書・住民税非課税証明書→区市町村 |
| 3 | 【登記簿謄本】どこで取得できますか？ | 法務局で取得できます。 |
| 4 | 【登記簿謄本（法人）】現在事項全部証明書でも良いですか？ | 履歴事項全部証明書をご提出ください。 |
| 5 | 【登記簿謄本（法人）】発行日がいつのものなら有効ですか？ | 助成金申請時点で3か月以内に発行したものをご提出ください。 |
| 6 | 【登記簿謄本（建物の登記事項証明書）】どこで取得できますか？ | 法務局で取得できます。 |
| 7 | 【登記簿謄本（建物の登記事項証明書）】発行日がいつのものなら有効ですか？ | 助成金申請時点で3か月以内に発行したものをご提出ください。 |
| 8 | 申請に必要な書類を紛失してしまいました。どこで取得できますか？ | それぞれの所轄の機関にお問合せください。 書類の入手先については、助成金募集要項をご参照ください。 |